

授業に出席できない場合の手続きについて(学生用)

教育学部(教育学研究科においても準用)

「信州大学における授業の出席に関する要項」により授業の出席に関し必要な事項が定められ、令和5年4月から実施されます。

授業は、履修する授業の全ての回に出席することを基本とします。下記「1. 学修の補充の対象とする事由」により、授業に出席できない場合は、指定の申出書により当該授業の学修の補充を申し出ることができます。ただし、複数回にわたり出席できない等により単位の修得が困難である場合、また授業の実施形態により学修の補充ができない場合があります。学修の補充については、授業担当教員に確認し指示を受けてください。1年次対象の授業は共通教育履修案内を確認しその指示に従ってください。

1. 学修の補充の対象とする事由

学修の補充の対象とする事由	必要書類	学修の補充の対象期間
2 親等以内の親族又は配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。)が死亡し、葬儀等のために授業への出席が困難である場合	会葬礼状等、事実が確認できる書類	1 親等の親族又は配偶者の死亡は連続する7日以内、2 親等の親族は連続する3日以内
病気やけがで授業への出席が困難である場合 *注1	授業への出席が困難であることの事情及び期間が分かる診断書等の書類	病気やけがで授業への出席が困難であると認められる期間
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員の選任手続及び裁判員の職務従事のため裁判所に出頭する場合	裁判所からの呼出状又は出頭証明書の写し	移動時間を含めた、当該手続及び職務の遂行に必要であると認められる期間
災害又は公共交通機関の遅延・運休により、授業への出席が困難である場合	罹災証明書、公共交通機関が発行する遅延又は運休等の事実が確認できる証明書類	災害又は公共交通機関の遅延・運休により当該授業に出席できなかったと認められる期間
その他授業開講部局の長が認める場合 教育学部専門科目については次の事由も学修の補充対象とする 教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ、特別支援教育実習のため授業に出席できない場合	授業に出席できない事由の概要及び期間が分かる書類	授業開講部局の長が認める期間

*注1 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にかかった又はかかった疑いがある場合は「出席停止」となります。ACSU にログインし、「【学生用】感染症等発生・消失報告」メニューから「発生報告」登録を行ってください。
「信州大学における学校保健安全法に基づく出席停止に関する要項」「学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にかかった場合等の手続について」参照

2. 申出手続き

「信州大学における授業の出席に関する要項」に基づく申出書を記入し、必要書類を添付のうえ授業担当者へ提出してください(メールまたは直接)。事由を確認できる書類を必ず提出してください。

事由が消滅し出席可能となってから3日以内に提出してください(大学の休業日を除く)。なお、事前に出席できないことがわかっている場合は事前に提出してください。

3. 留意事項

- 指定された申出手続きを行わなかった場合や「学修の補充の対象とする事由」に該当しない授業欠席は、その補充は行いません。
- 学修の補充は授業担当教員の指示に従ってください。指示された事項を行わなかった場合の再度の補充は行いません。
- QRコードとACSU認証を利用した出席登録は継続します。机のQRコードをスキャンして着席登録をしてください。
- 学部規程でこれまで試験の受験について「当該授業科目について、その学期の授業時数の3分の2以上出席しなければ試験を受けることができない。」とされていた文言は削除されました。これは、授業は全ての回に出席することが基本であること、また授業の達成目標への到達度を多様な方法で評価することが求められていることを踏まえたものです。

信州大学における授業の出席に関する要項に基づく申出書

_____年 _____月 _____日

授業担当教員 殿

所属	学部・研究科	学科・専攻
学籍番号	氏名	

信州大学における授業の出席に関する要項第 4 に規定する事由により出席できない（できなかった）授業について、以下のとおり必要書類を添えて申し出ますので、同要項第 3 第 2 項に基づく学修の補充をお願いいたします。

1. 授業に出席できない（できなかった）事由

該当に○	信州大学における授業の出席に関する取扱要項第 4 に規定する事由	必要書類
	2 親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が死亡し、葬儀等のために授業への出席が困難である場合 （※以下に続柄を記入すること。） ----- 続柄：	会葬礼状等，事実が確認できる書類 （※対象期間：1 親等の親族及び配偶者の死亡は連続する 7 日以内，2 親等の親族は連続する 3 日以内）
	病気やけがで授業への出席が困難である場合 （※以下に概要を記入すること。） -----	授業への出席が困難であることの事情及び期間が分かる診断書等の書類
	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員の選任手続及び裁判員の職務従事のため裁判所に出頭する場合	裁判所からの呼出状又は出頭証明書の写し
	災害又は公共交通機関の遅延・運休により，授業への出席が困難である場合 （※以下に概要を記入すること。） -----	罹災証明書，公共交通機関が発行する遅延又は運休等の事実が確認できる証明書類
	その他授業開講部局の長が認める場合 教育学部専門科目については次の事由も学修の補充対象とする 教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ、特別支援教育実習のため授業に出席できない場合 （※以下に概要を記入すること。） -----	授業に出席できない事由の概要及び期間が分かる書類

2. 該当期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3. 上記理由により出席できなかった授業科目

	時間割コード	授業科目名	担当教員名	日にち
1				月 日 () 限
2				月 日 () 限
3				月 日 () 限
4				月 日 () 限
5				月 日 () 限
6				月 日 () 限
7				月 日 () 限
8				月 日 () 限
9				月 日 () 限
10				月 日 () 限
11				月 日 () 限
12				月 日 () 限
13				月 日 () 限
14				月 日 () 限
15				月 日 () 限

※事務記入欄

受領日	月 日
受領者	